

沼津市雇用対策に関する協定書

沼津市（以下「市」という。）及び静岡労働局（以下「労働局」という。）は、沼津市内の地域産業の活性化や人材の確保に連携して取り組むため、次のとおり「沼津市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の地域産業の活性化や人材確保のため、市と労働局がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携して雇用対策に関する施策を効率的かつ一体的に実施することを目的とする。

（事業計画）

第2条 市及び労働局は、前条に規定する目的を達成するため、毎年度事業計画を定めるものとする。

（要請等）

第3条 沼津市長及び静岡労働局長は、それぞれが取り組む施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができるものとする。

2 沼津市長及び静岡労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 市及び労働局は、本協定書に基づく事業を計画し実施するために、運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別に定めることとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策の取り組みにおいて市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要が生じた場合は、その都度、市及び労働局が協議し、決定する。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

付則

1 この協定は、締結を証するため、本協定書2通を作成し、沼津市長及び静岡労働局長が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年11月16日

沼津市長

賴重秀一

静岡労働局長

高森洋志